

○中小企業庁告示第一号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の規定に基づき、令和元年台風第十九号による災害に伴う中小企業庁関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を次のように行うこととしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和元年十月二十九日

中小企業庁長官 前田 泰宏

令和元年台風第十九号による災害に伴う中小企業庁関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置

（対象者）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置の対象者は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の中欄に掲げる者とする。

（延長後の満了日）

第二条 前条の措置による延長後の満了日は、別表の上欄に掲げる特定権利利益ごとに同表の下欄に掲げる日とする。

別表

特定権利利益	対 象 者	延長後の満了日
中小企業診断士の登録及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第九条第二項で準用する同規則第八条の中小企業診断士の登録の有効期間に係る特定権利利益	令和元年台風第十九号による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者	令和二年三月三十一日